

10月定例教育委員会議事録

- 1 開催日 令和2年10月20日(火)
- 2 会場 大井川庁舎 2階 第3委員会室
- 3 開会 午後3時29分
- 4 出席委員 羽田明夫 教育長
大石智之委員(職務代理者)
山竹葉子 委員
河江富男 委員
- 5 会議出席者 櫛田隆弘 教育委員会事務局長
渡辺晃子 こども未来部長
池田純也 学校教育課長
鈴木孝之 学校給食課長
佐藤光夫 文化財課長
石上睦晃 図書課長

書記 片瀬能彰 教育総務課総務担当主幹
- 6 議事 別紙のとおり

<p>羽田教育長</p>	<p>【午後 3 時 29 分開会】</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>お忙しい中、10 月定例教育委員会に御出席いただき、ありがとうございます。開会に先立ちまして、奥川委員から、本日の定例会に欠席する旨の連絡が入っております。地方行政組織の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定では、「教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」とされております。本日の出席者は、私を含めまして 4 人であり、過半数の 3 人以上でありますことを、ご報告させていただきます。 本日の議事録署名人は「山竹委員」と「河江委員」となりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>報告事項の 1 番、いじめ問題への対応、2 番、最近の小中学校の状況について、説明をお願いします。</p>
<p>池田 学校教育課長</p>	<p>(説明概要)</p> <p>9 月に新たに認知したいじめの件数は小学校が 3 件、中学校が 6 件でした。小学校の新たないじめの内容は、嫌なことを言われたり、されたりすることでありました。この 3 件については、被害、加害双方から丁寧に聞き取りを行い、謝罪や約束を行い、一定の解消及び解消に向けて取り組んでいるところです。中学校の新たないじめの 6 件についても、嫌なことを言われたり、されたりすることでありました。6 件のうち 5 件が特定の学校の特定の加害者でありました。丁寧に聞き取りを行い改善に向けて取り組んでいるところであります。これまでも報告していますが、本年度のいじめの重大事態は 4 件であります。その内 1 件の小学生については毎日適応指導教室に通級できており、そこでの学習意欲や人間関係も良好であるため徐々に学校への復帰を検討しているところです。</p> <p>続いて、最近の小中学校の状況について報告いたします。</p> <p>9 月の生徒指導関係について、不登校は小学生 44 人、中学生 105 人でありました。8 月末と比較すると、小学校で 11 人の増加、中学校で 14 人の増加となりました。長期休業明けからの不登校は大きく増加しています。これまでにない傾向として、小学校 4 年生の不登校児童が 14 人おり、6 年生の 13 人より多くなっています。これらの不登校の児童生徒の本人に係る理由としては、学校からの報告では「無気力」「不安」があげられており、その根本原因は「家庭に係る状況等」が主なものとなっています。また、進路学習会を開催しました。上級学校について多くの情報を得ることができ、今後の進路決定に役立ったという感想が数多く見られました。問題行動については、小学校は 9 件、中学校は 15 件でありました。小学校の内容は、生徒間暴力、窃盗・万引等でありました。中学校の内容</p>

は、他粗暴案件が4件あり、ショッピングモールで騒いだ事案が3件報告された。その他、無断で授業を受けなかった事案が3件ありましたが、学校で指導を行い、改善されています。また、15件の内、1年生が関係する事案が7件、2年生が6件、3年生が2件となっています。交通事項については小学生が3件ありました。小学生の3件の内2件は、自転車で走行中に左折してきた車と接触した事案で、内1件は救急搬送されました。不審者については、報告はありませんでした。

中学校の文化発表会については10月、11月に開催予定ですが、入場者に制限があるため、保護者の参観については、学年ごと時間制にして対応しています。

次に、河江委員からの事前質問について回答します。

○いじめの状況はほとんど、誹謗中傷・暴力・疎外となっていますが、初期段階での対応が一番肝要だと思います。発見のきっかけで対応は異なると思われませんが、具体的にはどのように対応されているのでしょうか。解消は、分かりますが、一定の解消の程度はケースによって相当の幅がありますか。また、いじめ事案から不登校へと進んでしまったケースは、過去を通じてありますか。

<回答>

いじめ又はいじめと疑われる事態を発見したり、アンケート等からいじめを把握したりした教職員は、すぐに学年主任、生徒指導主任・主事、教頭等に報告し、情報を共有します。さらに、直ちに学校いじめ問題対策委員会（名称は学校により異なる）を招集し対応を検討します。具体的な対応内容としては、①関係者からの事実の確認。②被害児童生徒へのケア及び支援。③確認した事実を基にした指導。④保護者への報告等を事案に応じて実施しています。また、事案や必要に応じて、関係機関と連携した対応をとる場合もあります。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。①いじめに係る行為が3か月間以上行われていないこと。②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと。いじめを受けた本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。いじめの行為が無くなってからも3か月間は見守るため、その期間は一定の解消となります。また、いじめの行為が無くなって3か月以上経っても、被害児童生徒が不安や恐怖心を持っている場合には、解消した事とはならないためその後も一定の解消となります。このように、一定の解消とは、いじめの行為はなくなっても継続して注意深く見守り、声かけや指導の継続を行っている場合となります。いじめ事案から不登校へと進んでしまったケースは、いくつかあります。昨年度に、いじめを理由に不登校となり現在も対応しているケースは2件あります。いずれも、いじめ重大事態とし

	<p>て対応しています。本年度、いじめを理由に数日間欠席したケースはありますが、長期の不登校になったケースはありません。</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
<p>河江委員</p>	<p>良く理解できました。ありがとうございました。</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>その他、御意見・御質問、ありますか。 よろしいでしょうか。 次に、報告事項の3番、市立図書館に図書消毒機を導入について、説明をお願いします。</p>
<p>石上図書課長</p>	<p>(説明概要) 市立図書館に図書消毒機を導入しますについて報告させていただきます。新型コロナウイルス感染症対策の一環として、11月7日(土)から焼津・大井川図書館の両館に、図書消毒機を1台ずつ導入します。これは、図書館利用者が安心して本に触れ、快適に利用できるよう設置するものです。この図書消毒機は、本を機械に入れると30秒でページ間の清掃や殺菌、消臭、抗菌ができ、最大6冊まで同時に処理が可能です。施設の入り口付近に設置し、図書を借りた方自身に無料で操作していただきます。</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。 よろしいでしょうか。 以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。全体を通しまして、何かありましたらお願いします。よろしいですか。それでは、次回の開催予定であります。次回は、11月13日(金)午後2時30分から、ここ、第3委員会室で行います。 以上をもちまして、10月定例教育委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">【午後3時42分閉会】</p>